

平成 20 年 5 月 22 日

各 位

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 CEO 松本 大  
(コード番号 8698 東証第一部)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2008 年 6 月 21 日開催予定の第 4 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「証券取引法」(昭和 23 年法律第 25 号) が 2007 年 9 月 30 日をもって「金融商品取引法」に改正されたことに伴い、当社現行定款第 2 条(目的)について所要の変更を行うものです。
- (2) 当社の商号を「マネックスグループ株式会社」に変更するため、当社現行定款第 1 条(商号)について所要の変更を行うものです。なお、定款第 1 条の変更につきましては、2008 年 7 月 1 日付で変更の効力が生ずるものといたします。
- (3) 2006 年 5 月 1 日の「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行により端株制度は廃止されましたが、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)の定めにより経過措置として残存しております。

2009 年 1 月の実施を目標として準備が進められているいわゆる株券電子化に対応する新しい株式等の振替制度において、端株は対象とならないこととなりましたので、当社においても端株制度を廃止することとし、当社現行定款第 8 条(株主名簿管理人)、第 9 条(株式取扱規則)および第 47 条(期末配当及び中間配当)について所要の変更を行うものです。なお、定款第 8 条、第 9 条および第 47 条の変更につきましては、2008 年 10 月 1 日付で変更の効力が生ずるものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2008 年 6 月 21 日(土)
定款変更の効力発生日	
(1) 第 2 条(目的)の変更	2008 年 6 月 21 日(土)
(2) 第 1 条(商号)の変更	2008 年 7 月 1 日(火)
(3) 第 8 条(株主名簿管理人)、第 9 条(株式取扱規則) および第 47 条(期末配当及び中間配当)の変更	2008 年 10 月 1 日(水)

以 上

#### 【お問合せ先】

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田・金井 電話 03-6212-3750



現 行 定 款	変 更 案
17 <u>金銭債権の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
18 <u>貸出参加契約の締結、締結の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
19 <u>保険募集業務及び損害保険代理業務</u>	(削 除)
20 <u>自己所有不動産の賃貸業務</u>	(削 除)
21 <u>物品賃貸業務</u>	(削 除)
22 <u>他の事業者の経営に関する相談に応じる業務</u>	(削 除)
23 <u>他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成及び販売を行う業務並びに計算受託業務</u>	(削 除)
24 <u>広告取扱業務</u>	(削 除)
25 <u>コンピュータ及びその周辺機器、コンピュータソフトウェア、書籍、日用品雑貨の販売</u>	(削 除)
26 <u>書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売</u>	(削 除)
27 <u>その他証券取引法の規定により証券会社が営むことのできる業務</u>	3 <u>その他金融商品取引法の規定により金融商品取引業者が営むことのできる業務</u>
28 <u>投資に関するセミナー及びインターネット等による通信講座の主催並びに専門書及び印刷物の編集、販売、インターネットによる投資に関する情報提供等の投資教育業務</u>	4 <u>投資に関するセミナー及びインターネット等による通信講座の主催並びに専門書及び印刷物の編集、販売、インターネットによる投資に関する情報提供等の投資教育業務</u>
29 <u>生命保険業</u>	5 <u>生命保険業</u>
30 <u>国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務</u>	(削 除)
31 <u>海上、火災、運送、自動車、自動車損害賠償責任、傷害、盗難、硝子、航空、風水害、動物、信用、労働者災害補償責任、補償、賠償責任、機械、建設工事、船客傷害賠償責任、原子力、動産総合及び費用・利益の各保険事業並びに以上各種保険の再保険事業</u>	6 <u>海上、火災、運送、自動車、自動車損害賠償責任、傷害、盗難、硝子、航空、風水害、動物、信用、労働者災害補償責任、補償、賠償責任、機械、建設工事、船客傷害賠償責任、原子力、動産総合及び費用・利益の各保険事業並びに以上各種保険の再保険事業</u>
32 <u>預金又は定期預金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引</u>	(削 除)
33 <u>債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務</u>	(削 除)
34 <u>国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</u>	(削 除)
35 <u>信託業務</u>	7 <u>信託業務</u>
36 <u>銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</u> (新 設)	8 <u>銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</u>
37 <u>前各号に掲げる業務に附帯する業務</u>	9 <u>その他の金融サービス及びそれに附帯又は関連する業務</u>
2 <u>組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等による投資目的の出資</u> 2 <u>当社は、前項に定める業務に附帯する業務を営むことができる。</u>	10 <u>前各号に掲げる業務に附帯する業務</u> 2 <u>当社は、前項に定める業務に附帯又は関連する業務を営むことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、端株及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに株主名簿、<u>端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、端株又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(期末配当及び中間配当)</p> <p>第47条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び<u>毎年3月31日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対して、金銭による剰余金の配当をする。</p> <p>2 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び<u>毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対して、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</p>	<p>(期末配当及び中間配当)</p> <p>第47条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をする。</p> <p>2 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</p>